

# 見舞金支給について

## 1. 見舞金支給規定

ミニろくレーシングコース戦(①6時間耐久 ②レース当日の公式練習)を走行中に起きた事故によって身体に被った、下記障害に対して見舞金が支払われます。

① 入院見舞金 : 日額 6,000 円 (180 日を限度とする)

※怪我の治療の為、病院または診療所に入院し、平常の生活、または仕事ができない場合。

※通院・リハビリは対象外となります。

② 後遺障害見舞金 : 1,000 万円を限度とする

※事故の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合。

③ 死亡見舞金 : 1,000 万円 (法定相続人へ支払)

※事故の日からその日を含めて 180 日以内に死亡した場合。

### 【ご注意】

- ・富士スピードウェイ各施設内を走行中の事故により負傷した場合、必ず負傷した当日にスタッフの確認を受けてください。
- ・見舞金の請求手続きについては、退院後に富士スピードウェイライセンス事務局（電話：0550-78-1231）までご連絡下さい。
- ・入院証明として領収書等が必要となりますので、保管をお願いいたします。
- ・必要な書類につきましては、保険会社よりご連絡いたします。
- ・FISCO ライセンスをお持ちの方は、ライセンス特典の見舞金支給制度が適用されますが、本イベントの参加料に含まれる見舞金支給制度の加入料は返金できません。
- ・本イベントの見舞金支給制度と、FISCO ライセンス特典の見舞金支給制度を重複して適用はできません。

## 2. 免責事項

FISCO1 日会員に故意、または重大な過失がある場合、及び走行に起因した負傷と認定できない場合はこの限りではありません。

### <お問い合わせ先>

富士スピードウェイ株式会社 モータースポーツ部コース運営 G

〒410-1307 静岡県駿東郡小山町中日向 694

TEL : 0550-78-1231 (9 : 00~17 : 30)

FAX : 0550-78-1900